

平成23年11月28日

南砺市長

田 中 幹 夫 様

井口地域自治振興会

会 長 齊 藤 孝



連絡先 山 崎 喜 弘

住所 南砺市蛇喰1009

電話 64-2211

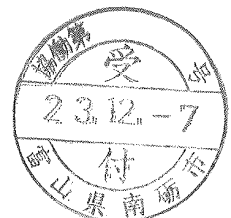
要 望 書

当地区の振興発展に係る下記の事業の採択や促進について、地区住民の要望でありますので、格段のご高配を賜りますようお願いいたします。

なお、国・県及び県公安事業につきましては、市より国・県及び県公安に対して事業の採択や促進について、積極的に要望を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 複式学級編成に係る規制緩和について 国の改正... 県の条例 教育総務課
- 2 農業支援に関して 国の品 農政課
- 3 県関係事業について
 - (1) 県道の整備促進について
 - ・県道井波城端線の拡幅改良工事の早期整備（井口地域内、延長1,700m）
（合併支援道路）[継続] 土木課
 - (2) 雪寒対策施設整備について
 - ・消雪施設による宅地への冠水防止対策 土木課
 - ・県道池尻福野線の消雪施設（延長470m）[継続] 土木課
 - ・県道井波井口城端線の中抜け消雪施設（延長980m）[継続] 土木課
 - (3) 河川整備について
 - ・赤祖父川浚渫事業の継続 土木課



4 県公安関係事業に関して

(1) 安全施設整備について

- ・ 県道交差点に信号機設置 住民環境課
- ・ 南部広域農道における速度規制及び一旦停止標識等の設置 住民環境課
- ・ 県道井口地内において横断歩道等の設置 住民環境課

番号	事業名	内容
1	教育	複式学級編成に関して市独自の対応（人員数の緩和）により複式学級の解消

教育統括課

複式学級編成

国(文部科学省):

現行の複式学級編制基準は、

<小学校>

・複式学級～他の学年の児童と合わせて16人までのときは、これをもって1学級を編制する。但し1年生を含むときは8人とする。

<中学校>

・複式学級～他の学年の生徒と合わせ8人までのときは、これをもって1学級を編制する。である。

県:

学級編制基準(平成22年度)

ア 小学校学級児童数

普通学級 同学年の児童で編制する学級 40人

複式学級 2の学年の児童で編制する学級 15人

(第1学年を含む学級 8人)

イ 中学校学級生徒数

普通学級 同学年の生徒で編制する学級 40人

複式学級 2の学年の生徒で編制する学級 8人

参考資料 文部科学省 HP より 複式学級に関して

「今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する」意見(全国へき地教育研究連盟)

全へき連は、従前から、この編制基準を改善するために下記の点について要望を行ってきた。しかし、財政的な面から一向に改善がみられていないのが現状である。

[1] 複式学級編制基準の改善

[2] 小学校1・2年の複式学級の解消

[3] 小学校2・3年、4・5年の変則複式学級の解消

[4] 中学校の複式学級の解消

今回、このような機会を得たので下記の点について、改めて、要望し、特に複式学級編制基準の改善につながるよう期待している。

学級編制基準に関する要望事項

[1] 小学校1・2年の複式学級を解消する。

[2] 小学校2・3年、4・5年の変則複式学級を解消する。

[3] 中学校の複式学級を解消する。

[4] 複式学級編制基準の改善をする。

○小学校～16人を10人とする。 ※1年生を含む場合、8人を5人とする。

○中学校の複式学級が解消されない場合は、8人を4人とする。

以上の4点について特に配慮をいただきたい。今後もこれらの改善に関わっては、現場の困難性を訴えながら、政府、文科省等に配慮をお願いしていきたい。

基準の改善については、国が一定の基準を示すことで今日まできているが、現実には、地方公共団体等の財政的な事情もあり、全国的には大きな温度差が生じていることも確かである。地方分権が叫ばれる昨今ではあるが、地方に各権限が移譲されても当該地方公共団体の財政的な問題もあり、国の基準を下回らない歯止めも必要である。現実には、へき地手当などは、各都道府県での対応に大きな差が生じ、全国的には問題ともなっている。

いずれにせよ現行基準の改正は、少子化が進む中で、より多くの学校が児童・生徒一人一人を大切にしながら新たな教育を築くために必要不可欠なものであると考える。次の課題である教職員定数との関連もあるが、学級編制基準を改善し、国が一定の予算を担保することによって、地方公共団体が更に独自の弾力的な運用が図れることにつながるものと期待している。

番号	事業名	内容
2	農業支援事業	農業支援事業の充実（農地・水・環境保全向上対策事業の継続も含む）

農政課

農業経営基盤の強化の促進のため積極的な担い手育成支援事業展開。

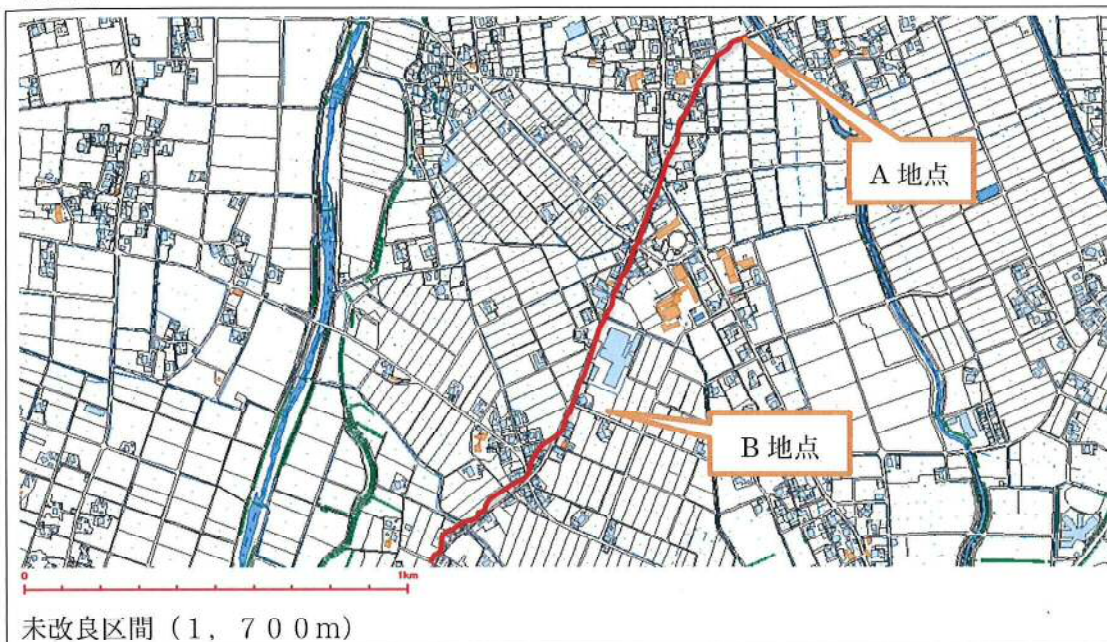
農村環境の保全整備のため住民や組織の協力による農地・水・環境保全向上対策事業継続。

人・人事業

番号	事業名	内容
1	県道整備	県道井波城端線の拡幅改良事業（合併支援道路）

土木課

位置図



現況写真



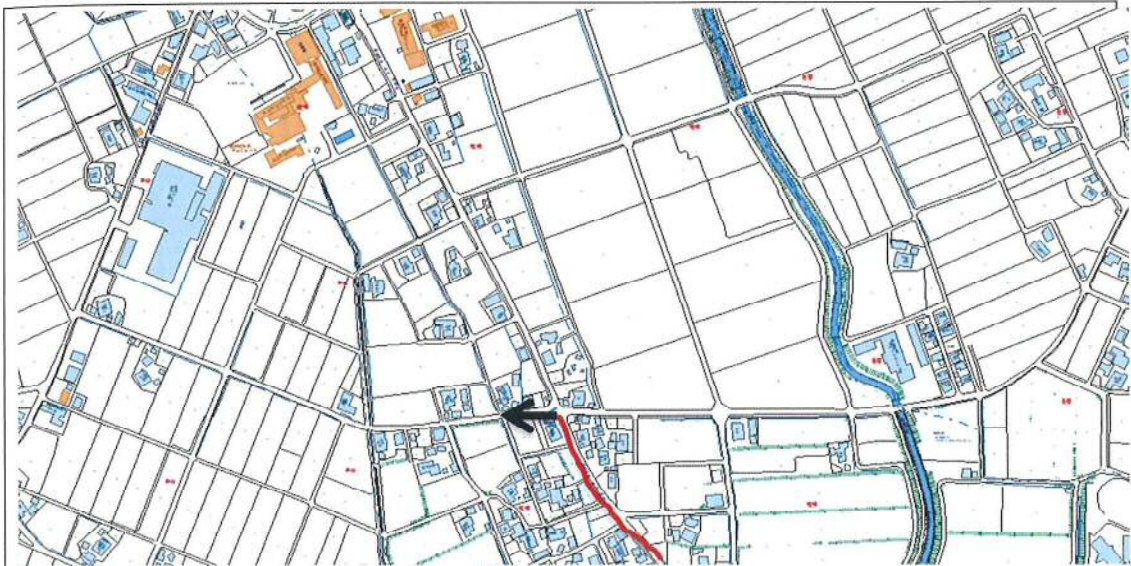
A 地点から城端方向



B 地点から城端方

番号	事業名	内容
2	雪寒対策整備	県道消雪施設による宅地への冠水防止 土木課

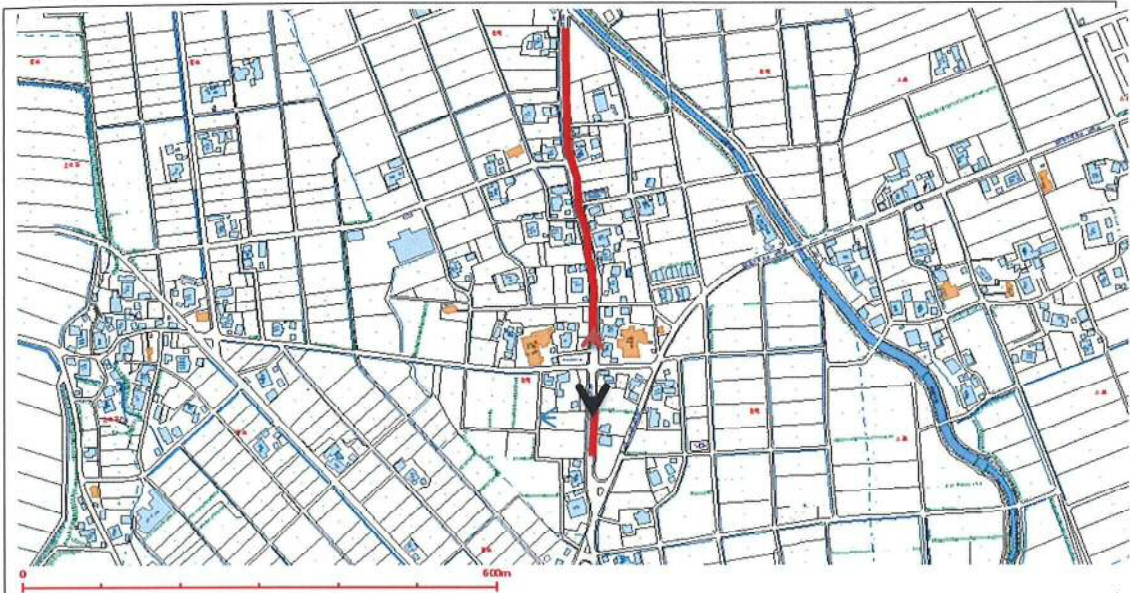
位置図



消雪施設作動時矢印方向へ流れ住宅地に冠水

番号	事業名	内容
3	雪寒対策整備	県道消雪施設の延長 土木課

位置図



消雪施設延長

現況写真

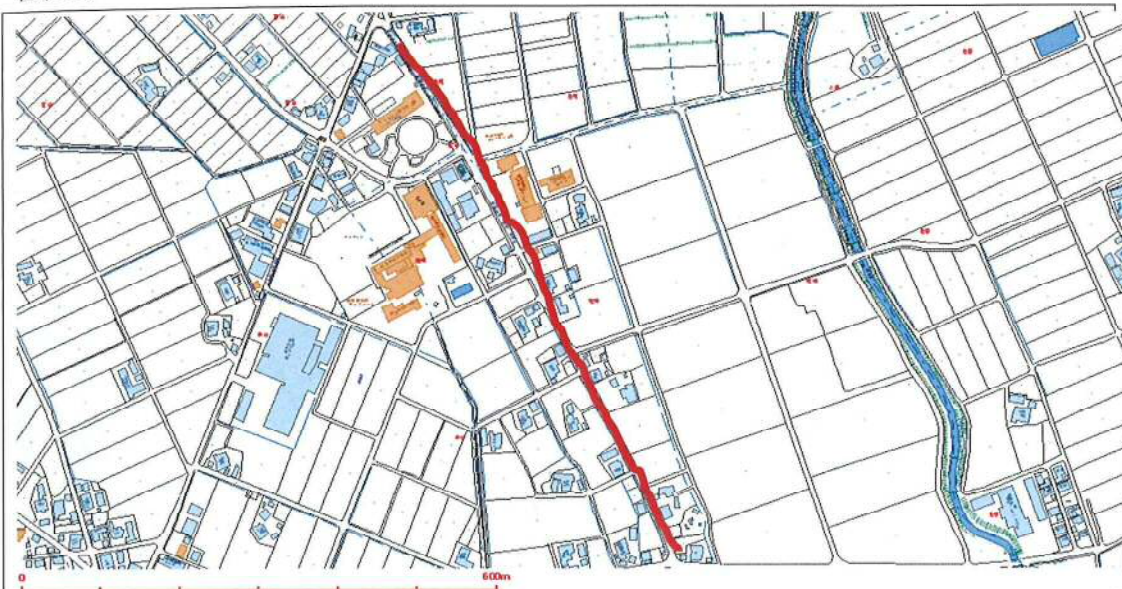


矢印 茶

矢印 黒

番号	事業名	内容
4	雪寒対策整備	県道中抜け消雪施設の延長 土木課

位置図



県道中抜け消雪施設整備

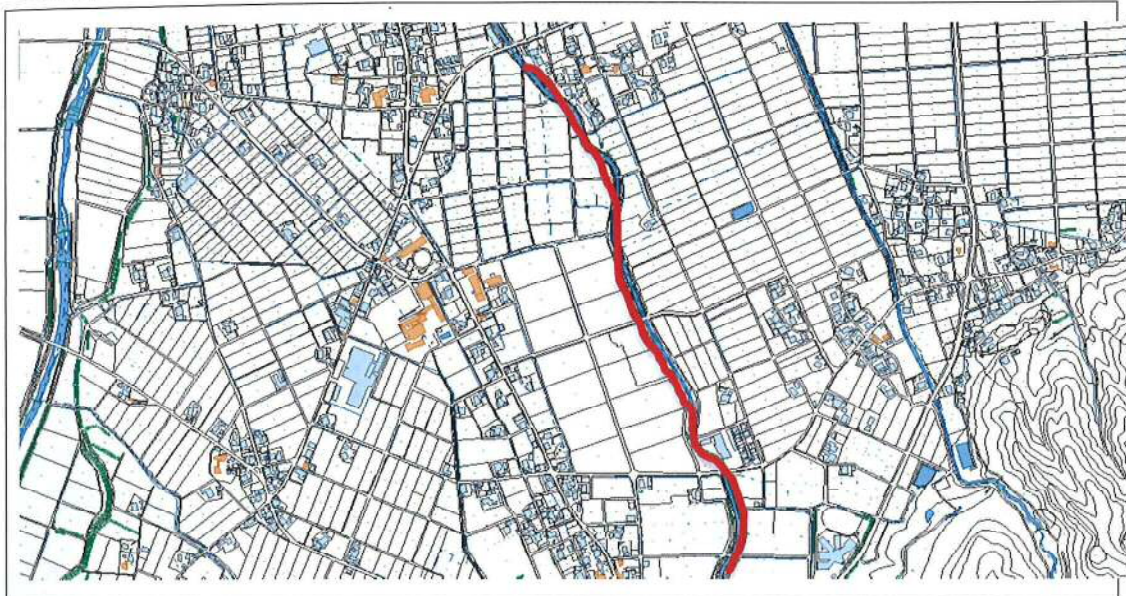
現況写真



④

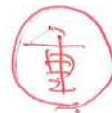
番号	事業名	内容
5	河川整備	赤祖父川浚渫（草木除去） 土木課

位置図



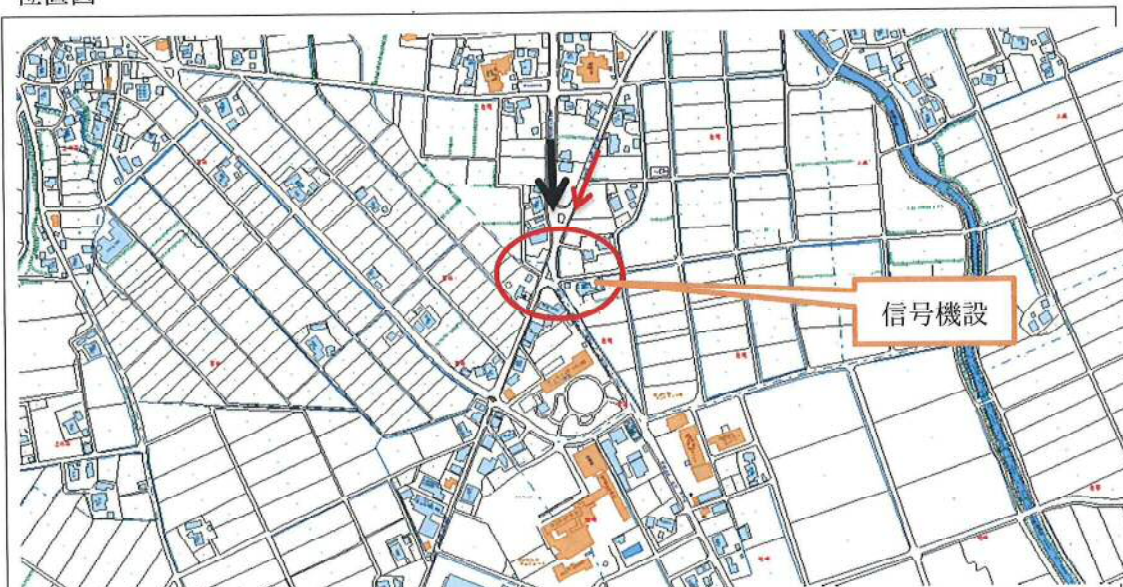
現況写真





番号	事業名	内容
1	安全施設整備	信号機設置（井口自工前交差点） 市民環境課

位置図



信号機設置

現況写真



赤矢印

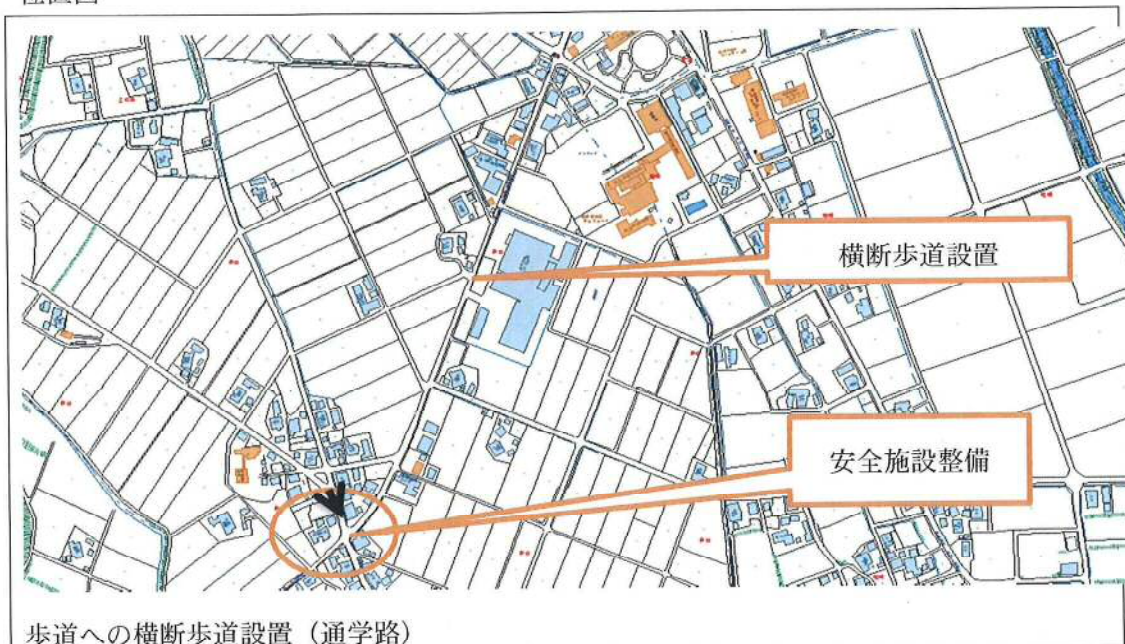


黒矢印



番号	事業名	内容
2	安全施設整備	県道井波城端線の安全施設（横断歩道等） 住民環境課

位置図



歩道への横断歩道設置（通学路）

現況写真



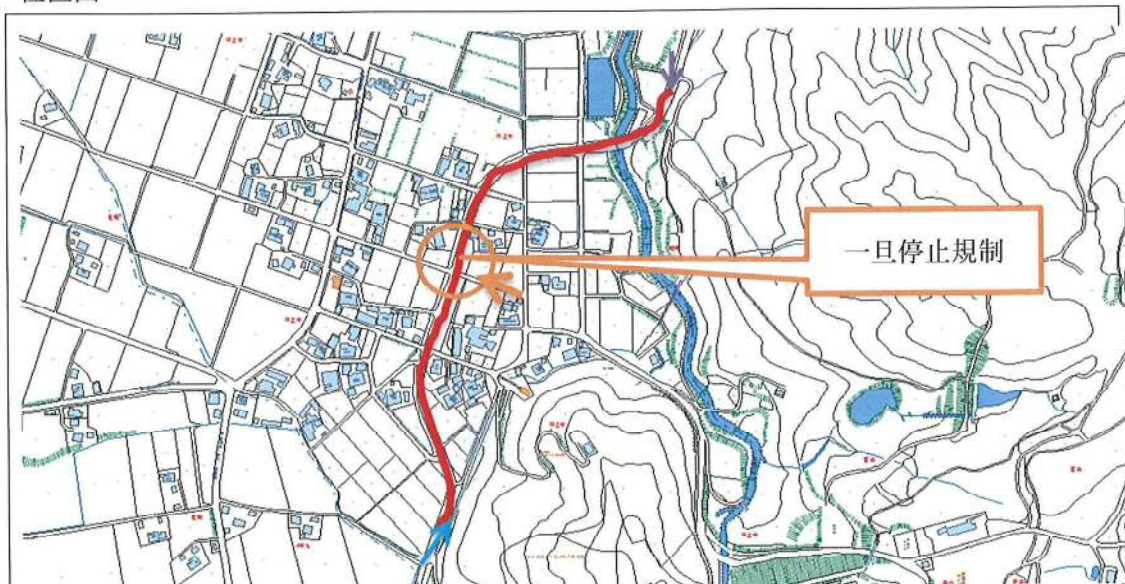
矢印方向から左右確認がしづらい



番号	事業名	内容
3	安全施設整備	南部広域農道における速度規制

住民環境課

位置図



速度規制（40 km）及び一旦停止規制

現況写真



矢印 紫



矢印 青



矢印 橙